

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省医政局総務課)

項 目 名	医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>I. 長時間勤務の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮に資する器具及び備品、ソフトウェアについて 15%の特別償却を認める制度を 2 年間延長する。 【対象設備】 都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師等労働時間削減計画に基づき医療機関が取得した器具・備品（医療用機器含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30 万円以上）のもの</p> <p>II. 地域医療構想の実現のため地域医療構想調整会議で合意された病床の再編等を行った場合に取得する建物及びその附属設備について 8%の特別償却を認める制度を 2 年間延長する。 【対象設備】 病床の再編等のために取得又は建設をした病院用等の建物及びその附属設備</p> <p>III. 医療保健業を営む個人又は法人が、医療用機器を取得し事業の用に供した場合に 12%の特別償却を認める制度を、対象機器の見直しを行ったうえで 2 年間延長する。 ※全身用 CT・MRI は引き続き配置効率化等を促す仕組みを講じる。 【対象設備】 医療用機器（医療用の機械装置及び器具備品）で、取得価額 500 万円以上の「高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから 2 年以内のもの」</p> <p>(租税特別措置法第 12 条の 2、第 45 条の 2)</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	百万円 (▲579 百万円) (- 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>I. 2024年4月の医師の時間外労働時間の上限規制の適用開始に向け、長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間の短縮に資する設備の導入を促すことで、医師の働き方改革を推進し、医師の健康を確保し地域において安全で質の高い医療を提供する。</p> <p>II. 地域医療提供体制の確保のため、設備投資に係る負担を軽減することで病床の再編等を促進する。</p> <p>III. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療機器の普及促進及び充実化を図り、安心して安全な最新の医療技術を提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>I. 医師は、全業種・職種の中で最も長時間労働の実態にあり、月80時間を超えて時間外労働を行う者が約4割という調査もあるため、働き方改革が強く求められている。このため、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を特別償却制度の対象とし、労働時間を短縮するための設備等の導入を促進する必要がある。</p> <p>II. 地域医療構想の実現のための投資を促進することで、限りある医療資源を有効に活用し、地域における安全で質の高い医療を提供できる環境の整備が必要である。</p> <p>III. 極めて高い公共性を有する医療を行う上で、医療機関等の医療用機器は必要不可欠なものである。そのため、医療機関における医療用機器への投資は、国民に対して良質かつ安全な医療を提供することに直結し、ひいては地域における必要な医療提供体制の整備につながるものである。</p> <p>なお、医療用機器等は、医学医術の進歩に応じて日々進歩しており、一定レベルの医療の質や提供体制を確保するためには、医療機関において高度又は先進的な医療用機器の導入を適宜行う必要がある。</p>
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標Ⅰ－Ⅰ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>施策目標Ⅰ－Ⅱ 医療従事者の働き方改革を推進すること</p>
		政策の達成目標	<p>Ⅰ. 長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間の短縮に資する設備の導入を促し、年間の時間外労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とするとともに、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和4年1月19日厚生労働省告示第7号）に基づき、2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的な目標として、医師等の健康を確保し、提供される医療の質を高める。</p> <p>Ⅱ. 病床再編等に係る負担を軽減し、地域医療構想実現を図る。新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）の記載に基づき、地域医療構想調整会議で合意した2025（令和7）年における病床数に対する実際に増減された病床数の割合を2025年度中に100%とすることを目標とする。</p> <p>Ⅲ. 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。近代的な医療用機器の整備促進を図る。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日
		同上の期間中の達成目標	<p>Ⅰ. 2024年4月以降、診療に従事する勤務医に適用される一般的な時間外労働の上限時間の水準を原則月100時間未満、年960時間以下とし、地域医療確保のためにやむを得ず、医療機関を限定した上で設定する暫定的な特例水準については、原則月100時間未満、年1,860時間以下としたうえで、2035年度末を終了目標時期としていることを踏まえ、本特別償却制度等により、年間の時間外労働時間が1,860時間を超える医師がいる医療機関の割合を対前年度で減少させ、2024年4月までに0%とするとともに、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和4年1月19日厚生労働省告示第7号）に基づき、2024年4月時点での時間外労働時間が年1,860時間の場合、2027年に1,635時間、2030年に1,410時間、2033年には1,185時間をそれぞれ段階的な目標として設定する。</p> <p>Ⅱ. 地域医療構想調整会議で合意された再編等により、医療機関における病床の機能分化・連携の取組を進める。新経済・財政再生計画改革行程表2021（令和3年12月23日経済財政諮問会議）の記載に基づき、重点支援区域の設定の要否を判断した都道府県の割合を令和5年度末までに100%、地域医療構想調整会議の開催回数を2024年度末までに約2,000回をそれぞれ段階的な目標として設定する。</p>

		<p>Ⅲ. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>I. 医療機関からの申請実績もあり、2024年4月の勤務医の時間外労働の上限規制の適用開始まで残り2年をきった中で、都道府県への聞き取りの結果、制度の照会件数も増加していることから、医療機関において医師の働き方改革の必要性が浸透し、大学病院における副業・兼業先を含めた時間外労働時間数の把握状況が100%になる等、医師等の医療従事者の労働時間短縮に向けた取組が着実に進んでいる。</p> <p>II. 本年3月に地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、2022年度及び2023年度において、医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととともに、今後、当該進捗状況の公表及び全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向や地域医療構想調整会議の開催回数を確認することとしている。重点支援区域については4月時点で12道県18区域選定したところであり、再編等の該当事例に適用されたことにより、医療機関における病床の機能分化・連携の取組が着実に進んでいる。</p> <p>Ⅲ. 医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の導入が促進されたことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置適用見込み</p>	<p>I. 都道府県へのアンケートの結果、令和3年度の特例措置の適用実績見込みは3病院だったが、2024年4月の勤務医の時間外労働の上限規制の適用開始まであと2年をきり、医師の時間外労働の上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みの医療機関のうち、医療施設実態調査（厚生労働省保険局調べ）に基づく黒字病院の割合（約4割）及び令和3年度の全都道府県に占める特別償却制度の適用実績（約1割）を踏まえると、令和6年度までに約70病院が適用申請をする可能性があると考えられる。また医療関係団体へのアンケート調査の結果でも、回答した62病院のうち54病院から、特別償却制度を利用して対象機器を購入したいとの回答があった。</p> <p>II. 2022年度及び2023年度において、医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととしており、特別償却の対象となり得る再編の議論が更に進められる。これらの取組に対する支援として、重点支援区域の新たな選定、再編を検討する区域への相談を受け付ける情報提供窓口による対応等の再編に係る技術的支援を行っている。また、医療介護総合確保基金による医療機関の施設・設備に関する支援に加え、令和2年度より病床機能再編支援事業を創設し、令和3年度には当該事業を基金化するとともに、厚生労働大臣が再編計画を認定する制度を創設し、認定再編計画に基づき取得した土地、建物に対し、登録免許税、不動産取得の軽減措置（令和3、4年度創設）、金融優遇措置（令和4年度創設）を講じており、特別償却とあわせて再編当初の財政的な負担軽減が図られているため、医療機関の設備導入を後押ししている。これらの施策により中長期的な再編等の取組が促進されており、特別償却の適用実績は増加する見込みである。</p> <p>Ⅲ. 医療関係団体へのアンケートの結果、578医療機関のうち、33医療機関で特例措置の適用実績があり、また、適用実績のない508医療機関のうち、273医療機関で今後特別償却制度を利用したいとの回答であった。</p>

		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	<p>I. 2035年度末の暫定的な特例水準の終了に向けて地域における医療提供体制を整えるためには、各医療機関における対象機器導入の初年度負担を減らし、その導入を促進することが必要であり、特別償却制度を利用した対象機器（導入前の時間外労働時間（3ヶ月平均）と比べて、導入後に医師の時間外労働時間が約10時間削減されたとの事例もある）の導入ができることで、2035年度末に向けて着実に取り組むことが可能となる。</p> <p>II. 各医療機関における再編において、医療機関の経費負担の軽減が図られ、地域医療構想の実現に向けた病床の機能分化・連携が推進される。</p> <p>III. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
相 当 性		当該要望項目 以外の税制上 の措置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療介護総合確保基金（区分6）を活用した都道府県による財政支援 ・ 独立行政法人福祉医療機構による低利での融資制度（機械購入資金）
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県は、救急医療や離島・へき地医療等地域医療において重要な役割を担っている医療機関が、当該医療機能を継続して担うことができるよう、地域医療介護総合確保基金（区分6）を活用して一定の要件（担っている医療機能や所属医師の時間外・休日労働時間に着目）を満たす医療機関が行う勤務環境改善の体制整備に対して、上限額の範囲で財政支援を行うとともに、当該支援の対象にならない事例について、医療機関全体で働き方改革を進めるため特別償却措置による支援を行っている。 ・ 独立行政法人福祉医療機構では、民間金融機関が融資しない高額な医療機器の購入資金に対する低利融資を行っているが、本施策では医療機関の経費負担の軽減を図ることにより、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進することができる。
		要望の措置 の妥当性	<p>I. 医療機関が医師の労働時間短縮を図るため対象機器を導入する場合において、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。本施策がない場合、地域医療介護総合確保基金の対象にならない医療機関における対象機器の導入や、限度額を超える対象機器の導入が進まず、地域医療を確保しつつ医療機関全体における効果的な労働時間を短縮する取組が阻害されることから、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p> <p>II. 医療機関が再編等を行う場合において、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。本施策がない場合、再編等の機能の集約化が進まず、効率的で質の高い医療提供体制の構築が阻害されることから、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p> <p>III. 良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の導入を促進する必要</p>

		があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p style="text-align: right;">[適用件数] [特別償却額] [減収見込み額]</p> <p>I. 令和2年度 (法人税) 2件 1百万円 0百万円 (所得税) 2件 11百万円 2百万円 令和3年度 (法人税) 3件 106百万円 16百万円 (所得税) 2件 11百万円 2百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」より推計</p> <p>II. 令和2年度 (法人税) 3件 167百万円 39百万円 令和3年度 (法人税) 2件 89百万円 21百万円 ※「都道府県へのヒアリング結果」より推計</p> <p>III. 令和2年度 (法人税) 446件 1,595百万円 370百万円 (所得税) 174件 623百万円 142百万円 令和3年度 (法人税) 476件 1,610百万円 374百万円 (所得税) 181件 618百万円 147百万円 ※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法第45条の2、第68条の29 医療用機器等の特別償却 [法人税関係]</p> <p style="text-align: center;">(適用件数) (特別償却額)</p> <p>I. 令和元年度 6件 25百万円 令和2年度 2件 1百万円 II. 令和元年度 1件 1百万円 令和2年度 3件 167百万円 III. 令和元年度 506件 1,624百万円 令和2年度 446件 1,595百万円</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>I. 2035年度末の暫定的な特例水準の終了に向けて地域における医療提供体制を整えるためには、各医療機関における対象機器導入の初年度負担を減らし、その導入を促進することが必要であり、地域医療を担う小規模の医療機関においても特別償却制度を利用した対象機器の導入が行われていることから、医療機関全体で医師の労働時間短縮が促進されている。</p> <p>II. 医療機関が再編等を行った場合に取得する建物等の特別償却によって、経済的負担を軽減することで、地域医療構想の実現に向けて、医療機関の再編等が促進される。</p> <p>III. 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>I. 当該措置により、労働時間短縮に資する機器の導入が促進され、労働時間短縮に資する機器を導入する前の時間外労働時間（3ヶ月平均）と比べて、設備導入後は医師の時間外労働時間が約 10 時間削減された事例もあるなど一定の効果は得られているものの、今後、多くの医療機関が医師の時間外労働の上限規制に係る特例水準の指定を申請する見込みである。</p> <p>II. 感染拡大以降、都道府県、医療機関においては、新型コロナウイルス感染症対策を最優先に対応してきたが、本年3月に地域医療構想の進め方に関する通知を発出し、2022年度及び2023年度において、医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととともに、今後、当該進捗状況の公表及び全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向や地域医療構想調整会議の開催回数を確認することとしている。地域医療構想の実現のための再編については、多くの調整と意思決定が必要であり中長期的にかかるものであるが、今後、再編に係る技術的支援、財政的支援、税制優遇措置、金融優遇措置により病床の機能分化・連携が推進される。</p> <p>III. 当該措置により、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、一定の効果は得られているものの、医学医術の進歩に応じて医療用機器が日々進歩している実情等を踏まえると、より良質かつ適切な医療を提供するためには、高度又は先進的な医療用機器の導入支援を継続することが不可欠である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>医療用機器の特別償却制度については、昭和 54 年の創設以降、償却率、取得価額の下限、対象機器を見直しながら2年毎に延長されてきた。</p> <p>平成 31 年度税制改正では、「医療用機器等の特別償却制度について、長時間労働の実態が指摘される医師等の勤務時間短縮のため必要な器具及び備品、ソフトウェア、また地域医療提供体制の確保のため地域医療構想で合意された病床の再編等の建物及びその附属設備、さらに共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の3点において、特別償却制度の拡充・見直しを行う」として、その適用期限が2年延長された。</p> <p>令和3年度税制改正では、配置効率化等を促すための措置を講ずるとともに、対象機器の見直しを行った上で、その適用期限が2年延長された。（令和5年3月31日まで）。</p>